

余裕期間制度（着手日指定型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する営繕工事において、受注者が人員や資機材を効率的に配置することによる生産性の向上を目的として、余裕期間制度（着手日指定型）を試行するにあたり必要な事項を定める。余裕期間制度（着手日指定型）は、発注者が工事の着手日を指定する方式である。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1） 実工期

工事を実施するために要する期間で、準備と後片付けを含めた期間をいう。

（2） 余裕期間

契約の締結から、発注者の指定する工事着手日の前日までの期間をいう。

（対象工事）

第3条 余裕期間制度（着手日指定型）を試行する工事（以下「対象工事」という。）は、発注者が指定する。

2 対象工事は、工事名の末尾に「(着手日指定型)」と追記する。

（提示工期）

第4条 発注者は、入札公告又は指名通知において、実工期に余裕期間を加算した期間を工期として提示する。

2 余裕期間は、原則6ヶ月を超えない範囲内で設定する。

（契約工期）

第5条 契約工期は、入札公告又は指名通知において提示した提示工期とする。

なお、発注者は、提示工期が次年度に跨がる場合は、工期終期が4月15日以前にならないよう設定するものとする。

（工事着手日）

第6条 工事着手日は発注者が指定する日とする。なお、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の進捗状況や関係者の同意などにより、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

2 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等の配置）

第7条 受注者は、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

- 2 受注者は、第1項の規定によらず「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を通常工事と同様の期限内に提出しなければならない。

（工事着手日前の取扱い）

第8条 工事着手日の前日までは、現場に搬入しない資材等の準備や現地調査を行うことができるが、現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。なお、工事着手日前に技術者等を配置せずに行う準備は受注者の責により行う。

- 2 契約後の不測の理由により、技術者等を配置していない期間に応急工事等の必要が生じた場合は、別に技術者等を配置（書面（任意様式）で報告）し、応急工事等に着手することができる。

（経費の取扱い）

第9条 余裕期間制度（着手日指定型）の適用により増加する経費は受注者の負担とする。

- 2 共通費算定上の工期に余裕期間は含まない。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。